

改正健康増進法施行後に生じた屋外喫煙による
新たな課題の改善に関する陳情書



件名：改正健康増進法施行後に生じた屋外喫煙による新たな課題の改善に関する陳情書

【趣旨】

改正健康増進法は、平成30年7月に成立し、令和2年4月1日に全面施行され、多くの人が利用する施設の屋内が原則禁煙となりました。これは、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、屋内での受動喫煙対策を進めるものです。

一方、屋内での受動喫煙対策が進められたことにより、屋外での喫煙についても新たな問題が生じています。

経過措置として、一定の条件を満たす既存の飲食店については、喫煙可能な場所であることを掲示することなどにより、店内で喫煙できる制度があります。一方、それ以外の飲食店などでは店内で喫煙できないため、利用客が店を出た後、出入口や軒下などに設置された灰皿の周辺で喫煙することがあります。

このような店舗前や軒下などでの喫煙は、歩行者の望まない受動喫煙につながるほか、自転車利用者の通行への影響や事故につながるおそれもあります。

交差点や横断歩道付近では、信号待ちをする歩行者がたばこの煙を避けにくいこともあり、受動喫煙への配慮が必要だと感じます。

また、路上喫煙防止条例が制定されていない地方都市の駅周辺や商店街などでは、屋外での喫煙について地域で対応するためのルールが十分に整っていない場合があります。

駅周辺には、市内の住民だけでなく、市外から訪れる人や観光客、イベントなどの来訪者も訪れます。そのため、路上喫煙防止エリアなどを設ける場合には、地域住民だけでなく、市外から訪れる人にも区域やルールを分かりやすく伝えることが必要です。

こうした状況を確認するため、駅周辺で早朝の調査を行いました。調査では、駅周辺や飲食店周辺の道路や歩道に、多数のたばこの吸い殻が落ちていることが確認されました。また、店舗前や軒下には、たばこの灰や吸い殻が散乱している場所もありました。

これは、閉店後の喫煙そのものを調査したものではありませんが、早朝の状況から、店舗前や軒下などで喫煙した痕跡が残っていることが確認できました。

駅のベンチ周辺などでは、たばこの吸い殻や菓子くずなどがその場に捨てられ、散らばっている状況も確認されています。

また、駅広場には、ガムの吐き捨て跡が確認され、菓子袋やペットボトルなども散見されました。

このような状況は、望まない受動喫煙だけでなく、歩行者や自転車利用者の通行、たばこの吸い殻等のポイ捨てによる生活環境や街の美観にも関わるものです。

これまで、屋内における受動喫煙対策が進められてきましたが、路上喫煙防止条例が制定されていない地域では、屋外での喫煙について新たな対応が必要となっています。

こうした問題は、本市だけではなく、路上喫煙防止条例が制定されていない地方都市の駅周辺や商店街などでも、同じような悩みを抱えている地域があるのではないかと思います。

屋内での「望まない受動喫煙」をなくす取組とともに、屋外についても、地域の実情に応じて対策を進めることが必要です。

そこで、改正健康増進法施行後の屋外喫煙やたばこの吸い殻等のポイ捨ての実態を確認し、店舗前や軒下などの灰皿周辺での喫煙による歩行者の望まない受動喫煙や、自転車利用者の通行への影響など、現在の制度では対応しにくい問題について検討することを求めます。

また、市が地域の状況に応じて路上喫煙防止条例の制定や路上喫煙防止エリアの指定などの対策を進めるとともに、その区域やルールが市外から訪れる人や観光客、イベントなどの来訪者にも伝わるよう、国と地方公共団体が連携して周知できる仕組みについて検討することを求めます。

さらに、路上喫煙防止エリアを指定する場合に指定喫煙場所を設置する際は、地方公共団体の負担を軽減するため、設置費用の一部を国が負担するなど、財政面での支援について検討することを求めます。

以上のことから、改正健康増進法施行後の屋外喫煙についても実態を確認し、屋内だけでなく屋外においても「望まない受動喫煙」をなくし、歩行者や自転車利用者などが安心して通行できる環境につながるよう、必要な対応を求めます。

【陳情事項】

1 改正健康増進法施行後の屋外喫煙の状況を確認すること

改正健康増進法施行後の屋外喫煙について、駅周辺や商店街、飲食店周辺などでの喫煙や、たばこの吸い殻等のポイ捨ての実態を確認し、店舗前や軒下などの灰皿周辺での喫煙による歩行者の望まない受動喫煙や、自転車利用者の通行への影響など、陳情の趣旨にある問題について検討すること。

2 市の路上喫煙対策に対する国の支援について

市が地域の状況に応じて、路上喫煙防止条例の制定や路上喫煙防止エリアの指定などの対策を進めること。また、国は、市がこうした対策を継続して進められるよう、他の自治体の取組などの情報を提供するとともに、周知・啓発に必要な支援を行うこと。

3 指定喫煙場所の設置に対する国の支援について

路上喫煙防止エリアを指定する場合、指定喫煙場所を設置する際は、地方公共団体

の負担を軽減するため、設置費用の一部を国が負担するなど、財政面での支援について検討すること。

4 路上喫煙防止エリアの周知について

市が路上喫煙防止エリアを指定した場合、市内の住民だけでなく、市外から訪れる人や観光客、イベントなどの来訪者にもその区域やルールが分かるよう、国と地方公共団体が連携して周知できる仕組みを検討すること。

以上

上記のとおり、陳情書並びに添付資料を添えて提出いたします。

令和 8 年 7 月 27 日

陳情者 住所：ひたちなか市

氏名：

ひたちなか市議会議長 薄井 宏安 殿